

2020年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社ビザスク

代表者名 代表取締役 CEO 端羽 英子

(コード：4490、東証マザーズ)

問合せ先 取締役 CFO コーポレートグループ長 安岡 徹

(TEL. 050-3733-8513)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2020年4月24日に開示した適時開示「定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正がございましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所は網掛けで表示しております。

記

1. 訂正の理由

現行の定款の規定と重複する内容の定款変更を付議していたため、2020年5月28日の取締役会において当該事項の付議を削除し、訂正するものです。

2. 訂正の内容

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集及び議長) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 3 <u>代表取締役社長</u> に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。 (新 設)	(株主総会の招集及び議長) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 3 <u>代表取締役</u> に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連

<p>第17条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び代表取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第43条 (条文省略)</p>	<p>結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第44条 (現行どおり)</p>
--	---

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集及び議長)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>3 代表取締役に事故又は支障があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、株主総会を招集した取締役が議長となる。</p>
<p>(代表取締役及び代表取締役社長)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、他に代表</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定め、他に代表取締</p>

<p>取締役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>役を定めることができる。</p> <p>2 当社は、その決議により取締役の中から<u>取締役社長</u>1名、取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上